



むし歯のない子



さくら
関 咲礼ちゃん
(本道町)

お母さんと一緒に食後の
歯みがきががんばります！



すみれ
関 清礼ちゃん
(本道町)

お父さんと一緒に
歯みがきががんばります！



のあ
高橋 乃天ちゃん
(八卦・熊堂)

お母さんと一緒に
毎日仕上げみがきを
がんばります！



もね
高橋 杏寧ちゃん
(旭町)

ママと一緒に仕上げみがきを
がんばります！



だん
稲川 團ちゃん
(下千間谷地)

お父さんと毎日歯みがき
がんばります！



りく
高橋 陸玖ちゃん
(町田)

仕上げみがき後、
フッ素をぬって虫歯予防を
がんばっています！



くるみ
西鳥羽 来実ちゃん
(上畑屋)

お茶を飲んで虫歯予防を
がんばっています！



りつき
蒔野 立樹ちゃん
(第二晩)

お父さんと毎日歯みがき
がんばります！



さや
荒川 紗綾ちゃん
(本堂中部)

パパと一緒に毎日歯みがき
がんばります！



かなた
蒔谷 翔泰ちゃん
(下林沢)

お姉さんたちと一緒に仕上げ
みがきをがんばります！



JR東日本からのお知らせ

飯詰駅の線路数が変わります

飯詰駅では現在、1番線(上り本線)と2番線(下り本線)の2本の線路で運行していますが、11月16日(日)から現在の2番線側の線路のみでの運行に変更となります。変更に伴う切換工事は11月15日(土)の夜間に実施する予定です。切換日以降にご利用される際はご注意ください。なお、運行本数はこれまでどおりです。



11月15日(土)夜間に廃止

問い合わせ●町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

介護保険事務所からのお知らせ

ご存知ですか?社会福祉法人による利用者負担軽減制度

低所得で生計困難な方の介護保険サービスの利用促進を図るため、介護サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的な役割の一環として利用者負担額を軽減する制度です。

Q1:どのような人が軽減を受けられますか?

A1:市町村民税非課税世帯で、以下の①～⑤のすべてを満たす方のうち、生計が困難な方として保険者が認めた方が対象になります。

- ①年間収入が、単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額)以下。
- ②預貯金などの額が、単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額)以下。
- ③日常生活に使っている資産(居住用家屋等)以外に活用できる資産がない。
- ④負担能力のある親族等に扶養されていない(所得税や市町村民税の扶養控除対象者となっていない)。
- ⑤介護保険料を滞納していない。

Q2:どれくらい負担が軽くなりますか?

A2:利用者負担の4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)の軽減を原則としています。

Q3:どのようなサービスが軽減の対象になりますか?

A3:社会福祉法人で運営している以下の介護サービスが対象になります。

- ①訪問介護
 - ②通所介護(地域密着型、認知症対応型含む)
 - ③短期入所生活介護
 - ④小規模多機能型居宅介護(複合型含む)
 - ⑤介護老人福祉施設(地域密着型含む)
- ※介護予防サービスも対象になります。

問い合わせ●介護保険事務所 保険給付班 ☎0187(86)3911

国民年金に関するお知らせ

社会保険料(国民年金保険料)の控除証明書について

国民年金保険料は、納めた全額が所得税などの社会保険料控除の対象となります。納めた保険料を社会保険料控除として申告する場合は、日本年金機構が発行する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が必要となります。この証明書は、毎年10月下旬～11月上旬に送付されますので、年末調整や確定申告をするまで大切に保管してください。10月以降にその年初めて国民年金保険料を納めた方には、翌年2月上旬に送付されます。

また、過年度分を納付した場合や免除期間について追納した場合、自身の保険料だけでなく家族の負担すべき保険料を納付した場合は、その保険料も併せて控除が受けられます。

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから控除証明書の電子データを受け取ることができます。受け取った電子データはe-Taxでの確定申告や年末調整手続きで使用することができますのでご利用ください。

11月30日(いいみらい)は年金の日です

厚生労働省では、高齢期の生活設計に思いを巡らせていただく日として11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。ねんきんネットを使うと、パソコンやスマートフォンから、ご自身の年金記録や年金見込額を確認できます。この機会に、ご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

詳しくは

ねんきんネット

検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

問い合わせ●町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903

●大曲年金事務所 お客様相談室 ☎0187(63)2296